

## 地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称  
とくしま・水のかがやき再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
徳島県徳島市
- 3 地域再生計画の区域  
徳島市の全域

### 4 地域再生計画の目標

徳島市は、徳島県の東部に位置し、紀伊水道に流下する一級河川吉野川の沖積平野に発達した都市であり、総面積191.39km<sup>2</sup>、人口261,359人（平成17年3月31日現在）を有し、徳島県の県都として政治、経済、文化の中核的役割を果たしている。

本市は、商業を中心とした地方中核的都市であるが、四国霊場札所等地域色のある文化遺産、多くの寺社、染料として全国に知られた阿波藍及び伝統芸能としての人形浄瑠璃、阿波おどりなど有形無形の文化財がある。そして、市の北部を流れる吉野川の流域に拓けた平野部は地味肥沃で、農作物の適地となっている。また、工業においては、鏡台や家具等木工製品の主要産地である他、吉野川の支流である今切川流域の工業専用地域には、化学工業、製薬業等の事業場があり、本市の工業生産の中心となっている。

本市には、吉野川その他、鮎喰川、園瀬川、勝浦川等の中規模河川及び新町川、沖洲川、冷田川等の都市河川が市内を網目状に流れ、城下町時代の内郭であった市の中心部が河川によって囲まれているなど、市街地と河川の関わりが大きく、他都市にない景観特性を持っている。特に、中心市街地を中心とする地域は、新町川と助任川に囲まれた島がひょうたんの形に見えることから「ひょうたん島」の愛称で市民に親しまれており、島の周りを巡る周遊船が運行されるなど、県外からも毎年、多数の観光客が訪れている。このことから、現在、本市では、この水の持つ魅力を核として、「水が生きているまち・徳島」をスローガンに、河川景観特性を生かしたまちづくりを進めているところである。

しかし、生活排水については、市街地の一部を公共下水道で処理しているものの、かなりの地域においては単独浄化槽排水や未処理の生活雑排水を水路等に排出しているため、河川等の水質に悪影響を及ぼしている状況である。

本市では、こうした問題に対応するため、1948（昭和23）年から公共下水道事業に着手し、中央処理区及び北部処理区の2つの区域で計画的に整備を進めてきており、2004（平成16）年度末における整備面積は約973haとなっている。また、1988（昭和63）年には、本市の行政区域のうち、園瀬川、勝浦川流域の八万、津田地域を対象に、生活排水対策の一環として合併処理浄化槽の設置費補助制度を発足し、平成2年

度には、補助対象区域を、下水道法に規定する公共下水道許可区域を除く市の全域に拡大した。

なお、公共下水道処理区域を除く本市の全域は、水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定に基づき、平成3年7月5日に、生活排水対策重点地域としての指定を受けている。

また、本市ではこれらの汚水処理事業に加え、くみ取り便所の水洗便所への改造に対する助成や、市民ボランティアの生活排水推進員による、生活排水についての学習会や啓発活動の実施などにより、各家庭における生活排水対策を推進している他、吉野川フェスティバルや、水と緑の図画コンクール等の河川をテーマとした様々なイベントを開催することにより、市民の水環境に対する意識を高め、「水が生きているまち・徳島」の周知・啓発に努めている。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、本市の汚水処理人口普及率は全国平均79.4%に対し55.2%と、大きく下回っている状況である。中でも、下水道処理人口普及率は、平成16年度末での全国平均68.1%に対し、27.8%と低調である。

そこで、汚水処理施設整備交付金を活用して、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を効率的に行い、全国水準より低い汚水処理人口普及率を向上させ、水のかがやきを再生することで、「水が生きているまち・徳島」としてふさわしいまちづくりの推進を目指すものである。

【目標1】汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を55%から59%に向上）

【目標2】水環境を活かした観光地づくりの推進（ひょうたん島周遊船の乗船人数を13,500人から15,000人に向上）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

徳島市の汚水処理施設整備事業は、市中心部の市街化区域を中心に中央処理区・北部処理区で構成される公共下水道で、また吉野川北岸の一部では、旧吉野川流域下水道で、それぞれ集合処理による汚水処理を行い、これ以外の地区は浄化槽事業（個人設置型）により汚水処理を行っていくこととしている。

公共下水道については、中央処理区の整備はほぼ完了しているが、北部処理区は管渠整備率21%程度で、今後もさらなる整備促進を図っていく。なお、現在の認可は平成24年3月までとなっている（平成18年12月26日認可）。

浄化槽は、現在設置されている4万基弱のうち、合併処理浄化槽は7千基程度で、建て替えによる設置分や単独浄化槽からの切り替えを合わせて、年間800基程度を合併処理浄化槽とするよう普及促進に努めていく予定である。

また、これらの汚水処理事業に加え、各家庭における生活排水対策の推進や、河川をテーマとしたイベントの開催による「水が生きているまち・徳島」の周知・啓発活動などを継続して推進していく。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業  
汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

【事業主体】

- ・ 徳島県徳島市

【施設の種類】

- ・ 公共下水道，浄化槽

【事業区域】

- ・ 公共下水道 徳島市北沖洲二・三丁目の一部（公共下水道認可区域）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 公共下水道事業認可区域以外の区域

【事業期間】

- ・ 公共下水道 平成18年度～平成19年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成19年度

【整備量】

- ・ 公共下水道 計画人口102人 200mm L=391m
- ・ 浄化槽 計画人口9,835人  
2,090基（5人槽920基、6～7人槽874基、8～50人槽296基）  
平成17年度 490基  
平成18年度 800基  
平成19年度 800基

【事業費】

- |              |        |            |
|--------------|--------|------------|
| ・ 公共下水道      | 事業費    | 58,000千円   |
|              | （うち交付金 | 29,000千円）  |
|              | 単独事業費  | 18,000千円   |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 事業費    | 631,281千円  |
|              | （うち交付金 | 210,427千円） |
|              | 単独事業費  | 420,854千円  |
| ・ 合計         | 事業費    | 689,281千円  |
|              | （うち交付金 | 239,427千円） |
|              | 単独事業費  | 18,000千円   |

5 - 3 その他の事業

便所水洗化資金利子補給事業

- ・ 既設のくみ取り便所を水洗便所に改造するために要する資金を金融機関から借り入れた場合にその利子の一部を助成

生活排水浄化対策事業

- ・ 市民ボランティアによる生活排水推進員を設置し、生活排水についての学習会の実施や地域イベントに川の汚れや生活排水対策コーナーを設けるなど、各家庭での生

#### 活排水対策を推進

##### 「水が生きているまち・徳島」推進事業

- ・新聞広告等により「水が生きているまち・徳島」に関する広報活動を実施するとともに、ひょうたん島PR紙の作成・配布により、周辺の観光スポットやひょうたん島周遊船を紹介し、市民・観光客へ「水が生きているまち・徳島」を周知・啓発

##### 吉野川フェスティバル開催費補助

- ・吉野川クリーンアップ大作戦の実施や吉野川フェスティバルなど、吉野川の魅力を伝える多彩なイベントを開催している吉野川フェスティバル実行委員会に対して、事業費の一部を補助金で支給

##### 水と緑の推進事業

- ・水と緑の基金の運用益を活用し、水と緑の図画コンクール、ファミリーハゼ釣り大会、緑化フェア等の水と緑のフェスティバルを開催し、河川環境の向上と都市緑化の推進を啓発

#### 6 計画期間

平成17年度～19年度

#### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

#### 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし